

者 別			内 訳		
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額
	千円	千円	人	千円	千円
8,531	29,570,953	1,297,035	727,056	4,711,918,148	280,991,639
5	9,722	660	997	5,728,693	249,403
-	-	-	1	5,460	96
-	-	6	3	6,759	348
-	-	-	4	33,089	4,425
実 8,536	29,580,675	1,297,688	実 728,047	4,717,612,454	281,236,366
実 7,725	25,599,683	1,030,540	実 710,054	4,669,476,041	286,165,655
実 7,176	22,741,980	837,910	実 726,608	4,924,534,972	311,710,030
実 8,386	28,911,900	1,191,508	実 741,461	5,128,051,246	333,527,443
実 8,728	32,079,413	1,458,220	実 750,520	5,184,667,191	338,558,600

- 用語の説明: 1 更正の請求とは、納税申告書を提出した者の申告した課税標準等又はこれに対する税額等の計算に誤りがあつたことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
- 2 法第 103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3 - 3 免除状況

	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	1,355	1,878,026	150,445
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	3	7,605	437
計	実 1,358	1,885,630	150,882

調査対象等：平成15年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成16年3月31日現在で示した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。